

潤滑油及びシンナーの直接販売スキームをぜひご活用ください

潤滑油 及び シンナー の流通の目詰まり解消のため、必要な量が確保できていない事業者が、メーカーから直接購入することができるスキームが新設されましたので、ご活用ください。

	対象の方	活用方法
潤滑油 【供給量】 昨年とほぼ同量を確保	全ての業種 (事業継続に必要な量が確保できていない事業者)	経済産業省「燃料油・潤滑油等の供給に関する情報提供」受付フォームから供給要請を行うことができます。 《受付フォーム》  ※問合せフォーム内の「供給要請」を選択し、必要事項を入力
シンナー 【供給量】 メーカーへの供給の仕組みを構築し、例年の需要の1.8倍まで供給拡大	塗装事業者 (工務店、一人親方、自動車整備工場 等)	国土交通省の業種別の窓口(受付フォーム・メール)へ「シンナーに関する相談(情報提供)」と明記してご相談をお送りください。 《工務店・一人親方の方》  《自動車整備業の方》 北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 hokushin-seibi@ki.mlit.go.jp